

情報公開規程

本規程は、株式会社 **FOREST WORKER** の情報公開に関する規程を整理したものである。

(情報公開の方法)

第1条 当社は、情報公開の対象に適切に応じるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第2条 当社は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(情報公開対象書類の明示)

第3条 情報公開の対象には、①定款、②事業計画書・収支予算書、③事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、財産目録、④取締役による議事の記録簿、株主総会議事録が含まれる。

(閲覧場所および閲覧日時)

第4条 当社の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、当社の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後0時までおよび午後2時から午後5時までとする。ただし、当社は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

以上

附則 この規程は、令和3年1月1日から施行する。